

台風、出水などに対する臨時措置

警報発令時には、生徒手帳にも書いてあるように、以下のとおりとします

- | | |
|---|---|
| ア | 特別警報(種類を問わない)、暴風警報、暴風雪警報のいずれかが、岡山市、瀬戸内市、備前市、赤磐市、和気町、倉敷市のいずれかに発令中の場合は、臨時休校となる。
ただし、午前10時までに解除された場合は、直ちに登校する。
(回線が混雑するので、このことについて電話での問い合わせは控えること) |
| イ | 緊急の場合は別途の指示を受ける。 |
| ウ | 災害等で登校できなくなった場合は、速やかに学校に連絡し指示を受ける。
事情によって「出席扱い」となる場合がある。 |

※上記「ア」にかかわらず、常に安全を最優先し無理をしないこと。

事情によって「出席扱い」となる。

(自宅や通学路の区域に上記「ア」の警報が出ている場合は登校を控えること)

